

横須賀市の入札制度・運用に関する意見書
(平成14年度・15年度の審議結果のまとめ)

平成16年2月20日
横須賀市入札監視委員会

はじめに

当委員会は、入札契約適正化法に基づく第三者機関として、2002年7月に委員4名により設置され、以来6回にわたって工事に関する個々の入札契約案件の監視と、現行入札制度や運用に関する検討を行ってきた。

横須賀市の入札制度は、条件付き一般競争入札を全面的に採用し、電子入札システムを導入することなどにより、入札本来の姿である競争性の確保を実現し、公正性、透明性も非常に高く、当委員会として高く評価するものである。

個別の入札・契約案件の監視については、請負金額が1千万円以上の契約案件を監視対象とし、資料記載の通り、全監視対象案件664件の内、概ね15%にあたる延べ102件を抽出し審査を行った。また、さらに各開催ごとに落札率の高かったものから順に5案件を選び、詳細な審査を行ったが、特に問題となる点はなく、適切に処理されていた。

以上の審査と並行して、現行の横須賀市の入札制度や運用について審議を行ってきた。その結果、今後横須賀市の入札制度・運用をさらに改善していくため、当委員会として意見を提出することが適切であるとの結論に達した。今回提出する意見については、平成16年度中の対応を期待するものであり、早急に検討を行い、実施に移していただきたい。

なお、意見の提出は今回限りのものではなく、今後も引き続き横須賀市の入札制度・運用についての審議を行い、必要と認められた場合は、随時意見を提出することとする。

意見1：共同企業体への発注工事について

横須賀市では、当委員会が設置されて以降（2002年度・2003年度において）8件の共同企業体対象の工事入札を行った。その平均参加数は約9共同企業体で、落札率（88.4%）は、一般の工事入札に比べ数ポイント高かった。

共同企業体の本来の目的は、大きく2つある。一つは大型工事における資本力・技術力の結集とリスクの分散であり、もう一つは中小事業者が大手事業者から技術力を習得するためである。現在、横須賀市では前者の共同企業体工事は実施されておらず、後者を目的とするもののみが実施されている。

しかし、技術力習得型の共同企業体工事については、実態は地元への発注誘導という側面がきわめて強く、問題があるという点が広く指摘されている。

共同企業体工事の入札は、その編成にあたって事業者同士の協議が不可欠であり、それが談合誘発の危険性を持つことは否めない。また当然のことながら、参加者数が単体企業の入札に比べて減少することとなり、競争性を減退させる結果を招く。

以上の点から、技術力習得型の共同企業体工事は、入札の競争性・透明性・公正性確保を考慮し、段階的に縮小していくことが望ましい。

また、共同企業体は自発的に編成されるべきであるという観点から、国土交通省が積極的な導入・拡大を図っている「共同企業体と単体企業との混合入札」を並行して取り入れていくべきである。

こうした取組みを行った上で、その結果を検証し、共同企業体に本来の目的に沿った効用がないようであれば、長野県のように共同企業体工事そのものを廃止することも検討する必要がある。

【 共同企業体工事の見直し・廃止事例 】

	国土交通省	長野県
実施時期	H15. 6	H15. 4
実施方法	特定JVと単体の混合入札	JV工事の廃止
備考	難易度の低い工事については、原則、混合入札を実施。	直接工事費の30%以上を県内事業者の下請発注することを契約条件とする。

意見2：工事入札における最低制限価格の見直しについて

横須賀市では、工事入札における最低制限価格を、平成11年度に予定価格の85%へと引き上げて以来、4年間見直しを行っていない。

当時、入札制度改革の過程で事業者への配慮（激変緩和措置）として、最低制限価格を一般に上限値といわれている85%に引き上げたことは適切であったと考える。しかし、85%というのは、他の自治体と比べて非常に高い水準であり、平成11年度以降のデフレ傾向の進展や事業者の生産性の向上等を勘案すると、見直しの時期が来ているといわざるを得ない。

見直しにあたっては、従来の「予定価格を基準として、その何パーセントの価格を最低制限価格とする」方法から、「実際に入札された価格の平均額を基準として最低制限価格を定める方法（以下、「平均額型最低制限価格」という。）」に転換することが望ましい。既に横須賀市では、業務委託の入札に平均額型最低制限価格を導入し試行しているが、その優れた点は下記の通りである。

- ・入札は、そもそも市場による価格形成を図るための手段であり、官製価格からの脱却が求められるものである。官製価格である予定価格を基準として最低制限価格を設けることは、上限額・下限額ともに官製価格で決めることとなり、入札本来の趣旨から考えると疑問が残る方法である。
- ・一方、平均額型最低制限価格は、実際に事業者が見積った額の平均額（＝相場となる市場価格）を基準とする点で、入札本来の趣旨と合致するものである。
- ・また、横須賀市の入札制度・運用について、一部の業界等から「くじ引きで落札者が決まっている」「85%の指し値入札だ」といった批判があるが、それらの批判に対しても対応できる方法である。

工事入札における平均額型最低制限価格の運用は、業務委託入札との関連性も考慮し、次のように考えることが適切である。

- ・最低制限価格は、低価格受注により適正な履行が危ぶまれる場合に設けるものであるという観点から考えると、一般に中小零細事業者が多い市内業者を対象とする入札において必要性が高い。
- ・一方、比較的大きな企業が多い準市内・市外業者を対象とする入札においては、最低制限価格を設けない、または設ける場合にあってもより低い額にする、とい

う運用を図ることが適切である。

- ・ 工事は、長期間使われる都市基盤を整備するものであり、業務委託に比して、リスクへの対応を強化する必要がある。そのため最低制限価格の水準をやや高めに設定することが望ましく、平均額の85%~90%の範囲で設定することが適切である。
- ・ 平均入札額の算出対象は、生産性の高い（入札額の低い）事業者の見積もりを基本とすべき点、平均額の吊り上げを意図する参加者を排除すべき点などを考慮して決める必要がある。そのため算出対象は、低い方から5番目~10番目までの範囲内の入札額とすることが適切である。また、入札参加者数を反映して、その何割を算出対象とする、といった方法についても検討する必要がある。

【 工事入札に平均額型最低制限価格（低入札調査）を導入している他都市の事例 】

都 市 名	佐賀市	長野県	相模原市	明石市
実施時期	H14.4	H15.4	H15.4	H15.7
対象札数	全部	下位5札	全部	下位5札
制限価格率	80%	80%	標準偏差の 2倍	85%
上 限 率	—	—	75~85%	—
下 限 率	60%	60%程度	65~75%	—
備 考	平成14年度の 最低制限価格割 れ案件の発生率 10%	低入札調査の失 格値として設定		低入札調査の失 格値として設定

【 最低制限価格制度・低入札価格調査制度の導入状況 】

調査対象	最低制限価格		備 考
	導入している (予定価格に対す る比率の平均)	導入していない	
県内 (19市中)	16市 (78.0%)	3市	最低制限価格を導入してい ない市は、いずれも低入札価格 調査制度を導入
中核市 (35市中)	25市 (76.8%)	10市	同 上 (横須賀市・相模原市を含む)

* 最低制限価格の比率を「66.7%~85%」など幅をもって設定している市については、その中間値で集計した。

入札監視委員会の委員

氏名	肩書	備考
鈴木 満	桐蔭横浜大学法学部教授	委員長
澤野 順彦	弁護士・不動産鑑定士	副委員長
石渡 哲	防衛大学校公共政策学科教授	
小口 光義	公認会計士	

入札監視委員会の開催状況

開催回数	開催日	議事内容	監視案件数 (監視対象数)
第1回	平成14年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱、委員長の選出 横須賀市の入札制度について 監視する工事案件の抽出方法について 苦情処理の方法について 	14件 (129件)
第2回	平成14年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> 抽出した工事案件に関する審議 競争入札参加資格申請の電子化について 	22件 (125件)
第3回	平成15年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> 抽出した工事案件に関する審議 最低制限価格について 	21件 (108件)
第4回	平成15年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> 抽出した工事案件に関する審議 検討課題に関する審議と今後の対応について 	11件 (45件)
第5回	平成15年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> 抽出した工事案件に関する審議 入札制度に係る意見書の作成について 	21件 (98件)
第6回	平成16年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> 抽出した工事案件に関する審議 横須賀市の入札制度・運用に関する意見書の提出 	30件 (159件)

* 監視案件の抽出ルール（第1回委員会にて決定）

- 請負金額が1億円以上の場合 … (入札) 1/2 (随契) 1/4
 請負金額が5千万円以上1億円未満の場合 … (入札) 1/5 (随契) 1/10
 請負金額が1千万円以上5千万円未満の場合 … (入札) 1/10 (随契) 1/20